

# Newsletter

Institute for Legal Studies

Kanagawa University

No.24

January, 2019

## 巻頭言

### 共同研究の継続と文献資料の保存

吉井蒼生夫

これまでおよそ30年の長きにわたり研究関心を共有する法学研究所所員を中心に日本近現代刑法史に関する共同研究が進められてきた。

第一は、「現行刑法の成立過程に関する総合的研究」である。この共同研究は、現行刑法（明治40年4月24日法律45号として公布、翌41年10月1日施行）の成立過程について実証的かつ総合的に研究することを目的とし、旧刑法（明治13年7月17日太政官布告36号として公布、明治15年1月1日施行）に対する司法省・参事院などによる改正作業の開始から司法省刑法改正審査委員会・法典調査会による改正作業、第1・15・16・17・21・23回帝国議会における改正案の審議経過や、全国の裁判所・弁護士会の意見書など現存する文献資料をできる限り網羅的に収集し、整理・考証した。これを日本立法資料全集の一環として『刑法（明治40年）』（全10冊、信山社）を刊行した。

第二は、「現行刑法の改正作業に関する総合的研究」である。この共同研究は、前者につづくもので、現行刑法に対する戦前の全面的改正作業について実証的かつ総合的に研究することを目的とし、大正15年10月15日の臨時法制審議会による「刑法改正ノ綱領」（40項目）、昭和2年の刑法改正原案起草委員会による「刑法改正予備草案」、これを基礎とする刑法並監獄法改正調査委員会による「改正刑法仮案」（昭和6年に総則編、昭和15年に各則編が脱稿し、未定稿として公表）に関する文献資料を広く収集し、整理・考証してきた（現在、内容分析とともに研究

を継続中）。

第三は、「行政警察と刑事立法に関する総合的研究」である。この共同研究は、行政警察作用の拡大現象と軽微犯罪との関係を実証的かつ総合的に研究することを目的とするもので、明治期における各都道府県の違式誣違条例、違警罪処分手続、違警罪即決例、警察犯処罰令などから戦後の軽犯罪法に至るまでの取締諸法令、さらに、行政警察規則から戦後の警察法に至るまでの警察関係諸法令などの文献資料をできる限り収集し、整理・考証して、現在も継続して内容分析を進めている。

これらの共同研究で収集した文献資料は、きわめて貴重なもので、かつ膨大な量にのぼる。また、関連する共同研究「日中韓三国における法の近代化過程の比較研究」で、中国・台湾・韓国の歴史史料館や大学付属博物館などで収集した文献資料も多数にのぼる。

共同研究の構成員が退職や他大学への移籍などで変動する中、長期にわたる共同研究をいかに継続して進めるか、また収集した貴重な膨大な文献資料をどのように整理保存し、利用の便を図れるようにするか、法学研究所が直面する喫緊の課題であると思われる。

（本学名誉教授）

